

景観審議会所掌事務一覧

次の事項について、景観審議会の意見が必要。

生駒市景観条例

- 景観計画、景観形成基本計画の策定・変更（提案制度に係るものを含む）（条例第 8 条）
- 景観法に基づく住民等からの景観計画の策定又は変更の提案（条例第 9 条）
- 届出に関する助言を市長が求められた場合（条例第 12 条 任意）
- 届出に対する設計変更等の勧告（条例第 13 条）
- 勧告に従わない者を公表（条例第 13 条）
- 特定届出行為に対する命令（条例第 15 条）
- 景観重要建造物又は景観重要樹木を指定又は解除（条例第 19 条）
- その他市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する重要な事項（条例第 21 条）

生駒市風致地区条例

- 風致地区の種別区域の決定・変更（条例第 4 条）

（風致地区の種別）

第 4 条 風致地区の種別は、第 1 種風致地区、第 2 種風致地区、第 3 種風致地区、第 4 種風致地区及び第 5 種風致地区とし、その区域は、生駒市景観条例（平成 22 年 12 月生駒市条例第 34 号）第 20 条第 1 項の生駒市景観審議会の意見を聴いて、市長が定める。

2 市長は、前項の区域を定めたときは、その旨を告示しなければならない。

3 前 2 項の規定は、風致地区の種別の変更について準用する。

附 則

（経過措置）

4 市長は、施行日に風致地区の種別ごとの区域（以下この項において「区域」という。）を定めようとする場合において、その区域が施行日の前日において奈良県風致地区条例第 4 条第 1 項の規定により定められている区域と同一であるときは、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、生駒市景観審議会の意見を聴くことなく区域を定めることができる。